

# 土木関係工事積算要領 の 改定

適用年月日  
(令和7年(2025年)7月1日以降積算基準日適用)

区分	ページ	現 行	改 定	備 考																																								
第1部 一般土木編  第1編 一般土木編 1 土木請負 工事工事費 積算要領 (一般土木編)	要領・土木 -31	<p>表 10 契約保証に係る一般管理費等率の補正</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保証の方法</th> <th>補正值(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ケース-1:発注者が金銭的保証を必要とする場合</td> <td>0.04</td> </tr> <tr> <td>ケース-2:発注者が役務的保証を必要とする場合</td> <td>0.09</td> </tr> <tr> <td>ケース-3:ケース1及び2以外の場合</td> <td>補正しない</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) ケース-3の具体例は以下のとおり。                      ① 請負工事費(予定価格)が250万円以下の建設工事                      ② 共同企業体のみにより競争入札または随意契約を行う工事                      ③ 共同企業体と単体が混合する競争入札を行う工事                      ④ 公社、公団等と随意契約を行う工事</p> <p>契約保証に係る一般管理費率の補正</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単体のみ</th> <th>単体・JV混合</th> <th>JVのみ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>※ { ケース1:0.04% ケース2:0.09%</td> <td>ケース3:補正しない</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">250万円以下</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ケース3:補正しない</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	保証の方法	補正值(%)	ケース-1:発注者が金銭的保証を必要とする場合	0.04	ケース-2:発注者が役務的保証を必要とする場合	0.09	ケース-3:ケース1及び2以外の場合	補正しない	単体のみ	単体・JV混合	JVのみ	※ { ケース1:0.04% ケース2:0.09%	ケース3:補正しない		250万円以下				ケース3:補正しない		<p>表 10 契約保証に係る一般管理費等率の補正</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保証の方法</th> <th>補正值(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ケース-1:発注者が金銭的保証を必要とする場合</td> <td>0.04</td> </tr> <tr> <td>ケース-2:発注者が役務的保証を必要とする場合</td> <td>0.09</td> </tr> <tr> <td>ケース-3:ケース1及び2以外の場合</td> <td>補正しない</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) ケース-3の具体例は以下のとおり。                      ① 随意契約(請負工事費(予定価格)が400万円以下)の建設工事                      ② 共同企業体のみにより競争入札または随意契約を行う工事                      ③ 共同企業体と単体が混合する競争入札を行う工事                      ④ 公社、公団等と随意契約を行う工事</p> <p>契約保証に係る一般管理費率の補正</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単体のみ</th> <th>単体・JV混合</th> <th>JVのみ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>※ { ケース1:0.04% ケース2:0.09%</td> <td>ケース3:補正しない</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">400万円以下</td> </tr> <tr> <td></td> <td>随意契約 ケース3:補正しない</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	保証の方法	補正值(%)	ケース-1:発注者が金銭的保証を必要とする場合	0.04	ケース-2:発注者が役務的保証を必要とする場合	0.09	ケース-3:ケース1及び2以外の場合	補正しない	単体のみ	単体・JV混合	JVのみ	※ { ケース1:0.04% ケース2:0.09%	ケース3:補正しない		400万円以下				随意契約 ケース3:補正しない		少額随意契約 の基準値引き 上げに伴う 改定
保証の方法	補正值(%)																																											
ケース-1:発注者が金銭的保証を必要とする場合	0.04																																											
ケース-2:発注者が役務的保証を必要とする場合	0.09																																											
ケース-3:ケース1及び2以外の場合	補正しない																																											
単体のみ	単体・JV混合	JVのみ																																										
※ { ケース1:0.04% ケース2:0.09%	ケース3:補正しない																																											
250万円以下																																												
	ケース3:補正しない																																											
保証の方法	補正值(%)																																											
ケース-1:発注者が金銭的保証を必要とする場合	0.04																																											
ケース-2:発注者が役務的保証を必要とする場合	0.09																																											
ケース-3:ケース1及び2以外の場合	補正しない																																											
単体のみ	単体・JV混合	JVのみ																																										
※ { ケース1:0.04% ケース2:0.09%	ケース3:補正しない																																											
400万円以下																																												
	随意契約 ケース3:補正しない																																											
第3編 機械設備編 5 請負工事 の積算 13 契約保証 に係る一般 管理費等率 の補正	要領・機械 -31	<p>表-1-13 契約保証に係る一般管理費等率の補正</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保証の方法</th> <th>補正值(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ケース-1:発注者が金銭的保証を必要とする場合。</td> <td>0.04</td> </tr> <tr> <td>ケース-2:発注者が役務的保証を必要とする場合。</td> <td>0.09</td> </tr> <tr> <td>ケース-3:ケース1及び2以外の場合</td> <td>補正しない</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) ケース-3の具体例は以下のとおり。                      ① 請負工事費(予定価格)が250万円以下の建設工事                      ② 共同企業体のみにより競争入札または随意契約を行う工事                      ③ 共同企業体と単体が混合する競争入札を行う工事                      ④ 公社・公団等と随意契約を行う工事</p>	保証の方法	補正值(%)	ケース-1:発注者が金銭的保証を必要とする場合。	0.04	ケース-2:発注者が役務的保証を必要とする場合。	0.09	ケース-3:ケース1及び2以外の場合	補正しない	<p>表-1-13 契約保証に係る一般管理費等率の補正</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保証の方法</th> <th>補正值(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ケース-1:発注者が金銭的保証を必要とする場合。</td> <td>0.04</td> </tr> <tr> <td>ケース-2:発注者が役務的保証を必要とする場合。</td> <td>0.09</td> </tr> <tr> <td>ケース-3:ケース1及び2以外の場合</td> <td>補正しない</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) ケース-3の具体例は以下のとおり。                      ① 随意契約(請負工事費(予定価格)が400万円以下)の建設工事                      ② 共同企業体のみにより競争入札または随意契約を行う工事                      ③ 共同企業体と単体が混合する競争入札を行う工事                      ④ 公社・公団等と随意契約を行う工事</p>	保証の方法	補正值(%)	ケース-1:発注者が金銭的保証を必要とする場合。	0.04	ケース-2:発注者が役務的保証を必要とする場合。	0.09	ケース-3:ケース1及び2以外の場合	補正しない	少額随意契約 の基準値引き 上げに伴う 改定																								
保証の方法	補正值(%)																																											
ケース-1:発注者が金銭的保証を必要とする場合。	0.04																																											
ケース-2:発注者が役務的保証を必要とする場合。	0.09																																											
ケース-3:ケース1及び2以外の場合	補正しない																																											
保証の方法	補正值(%)																																											
ケース-1:発注者が金銭的保証を必要とする場合。	0.04																																											
ケース-2:発注者が役務的保証を必要とする場合。	0.09																																											
ケース-3:ケース1及び2以外の場合	補正しない																																											

# 土木関係工事積算要領 の 改定

適用年月日  
(令和7年(2025年)7月1日以降積算基準日適用)

区分	ページ	現 行	改 定	備 考																																								
第3部 漁港関係工事積算要領 第1編 漁港関係工事積算要領 5 一般管理費等	要領・漁港 -26	<p>2-3 契約保証による一般管理費等率の算定 前払金支出割合による補正を行った値に、表-㊦ 契約保証に係る一般管理費等率の補正の保証方法による補正値を加算したものを一般管理費等とする。</p> <p>表-㊦ 契約保証に係る一般管理費等率の補正</p> <table border="1" data-bbox="421 403 1137 533"> <thead> <tr> <th>保証の方法</th> <th>補正値(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ケース1：発注者が金銭的保証を必要とする場合</td> <td>0.04</td> </tr> <tr> <td>ケース2：発注者が役務的保証を必要とする場合</td> <td>0.09</td> </tr> <tr> <td>ケース3：ケース1及び2以外の場合</td> <td>補正しない</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) ケース3の具体例は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>請負工事費(予定価格)が25.0万円以下の建設工事</li> <li>共同企業体のみにより競争入札または随意契約を行う工事</li> <li>共同企業体と単体が混合する競争入札を行う工事</li> <li>公社、公団等と随意契約を行う工事</li> </ol> <p>契約保証に係る一般管理費率の補正</p> <table border="1" data-bbox="562 700 1086 970"> <thead> <tr> <th>単体のみ</th> <th>単体・JV混合</th> <th>JVのみ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>※ { ケース1：0.04% ケース2：0.09%</td> <td>ケース3：補正しない</td> <td>ケース3：補正しない</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">25.0万円以下</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">ケース3：補正しない</td> </tr> </tbody> </table> <p>※・ケース1：通常は金銭的保証 ・ケース2：社会的に完成の時期に制約を受け、かつ再発注では工期的に余裕がない特殊な工事においては役務的保証(例：オリンピック、サミット等) ・公社、公団等と随意契約を行う場合においてもケース3とする</p>	保証の方法	補正値(%)	ケース1：発注者が金銭的保証を必要とする場合	0.04	ケース2：発注者が役務的保証を必要とする場合	0.09	ケース3：ケース1及び2以外の場合	補正しない	単体のみ	単体・JV混合	JVのみ	※ { ケース1：0.04% ケース2：0.09%	ケース3：補正しない	ケース3：補正しない	25.0万円以下			ケース3：補正しない			<p>2-3 契約保証による一般管理費等率の算定 前払金支出割合による補正を行った値に、表-㊦ 契約保証に係る一般管理費等率の補正の保証方法による補正値を加算したものを一般管理費等とする。</p> <p>表-㊦ 契約保証に係る一般管理費等率の補正</p> <table border="1" data-bbox="1218 400 1935 528"> <thead> <tr> <th>保証の方法</th> <th>補正値(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ケース1：発注者が金銭的保証を必要とする場合</td> <td>0.04</td> </tr> <tr> <td>ケース2：発注者が役務的保証を必要とする場合</td> <td>0.09</td> </tr> <tr> <td>ケース3：ケース1及び2以外の場合</td> <td>補正しない</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) ケース3の具体例は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>随意契約(請負工事費(予定価格)が40.0万円以下)の建設工事</li> <li>共同企業体のみにより競争入札または随意契約を行う工事</li> <li>共同企業体と単体が混合する競争入札を行う工事</li> <li>公社、公団等と随意契約を行う工事</li> </ol> <p>契約保証に係る一般管理費率の補正</p> <table border="1" data-bbox="1359 697 1883 967"> <thead> <tr> <th>単体のみ</th> <th>単体・JV混合</th> <th>JVのみ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>※ { ケース1：0.04% ケース2：0.09%</td> <td>ケース3：補正しない</td> <td>ケース3：補正しない</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">40.0万円以下</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">随意契約 ケース3：補正しない</td> </tr> </tbody> </table> <p>※・ケース1：通常は金銭的保証 ・ケース2：社会的に完成の時期に制約を受け、かつ再発注では工期的に余裕がない特殊な工事においては役務的保証(例：オリンピック、サミット等) ・公社、公団等と随意契約を行う場合においてもケース3とする</p>	保証の方法	補正値(%)	ケース1：発注者が金銭的保証を必要とする場合	0.04	ケース2：発注者が役務的保証を必要とする場合	0.09	ケース3：ケース1及び2以外の場合	補正しない	単体のみ	単体・JV混合	JVのみ	※ { ケース1：0.04% ケース2：0.09%	ケース3：補正しない	ケース3：補正しない	40.0万円以下			随意契約 ケース3：補正しない			少額随意契約の基準値引き 上げに伴う 改定
保証の方法	補正値(%)																																											
ケース1：発注者が金銭的保証を必要とする場合	0.04																																											
ケース2：発注者が役務的保証を必要とする場合	0.09																																											
ケース3：ケース1及び2以外の場合	補正しない																																											
単体のみ	単体・JV混合	JVのみ																																										
※ { ケース1：0.04% ケース2：0.09%	ケース3：補正しない	ケース3：補正しない																																										
25.0万円以下																																												
ケース3：補正しない																																												
保証の方法	補正値(%)																																											
ケース1：発注者が金銭的保証を必要とする場合	0.04																																											
ケース2：発注者が役務的保証を必要とする場合	0.09																																											
ケース3：ケース1及び2以外の場合	補正しない																																											
単体のみ	単体・JV混合	JVのみ																																										
※ { ケース1：0.04% ケース2：0.09%	ケース3：補正しない	ケース3：補正しない																																										
40.0万円以下																																												
随意契約 ケース3：補正しない																																												

表 10 契約保証に係る一般管理費等率の補正

保証の方法	補正值 (%)
ケース1：発注者が金銭的保証を必要とする場合	0.04
ケース2：発注者が役務的保証を必要とする場合	0.09
ケース3：ケース1及び2以外の場合	補正しない

(注) ケース3の具体例は以下のとおり。

- ① 随意契約（請負工事費（予定価格）が400万円以下）の建設工事
- ② 共同企業体のみにより競争入札または随意契約を行う工事
- ③ 共同企業体と単体が混合する競争入札を行う工事
- ④ 公社、公団等と随意契約を行う工事

契約保証に係る一般管理費率の補正

	単体のみ	単体・JV混合	JVのみ
400万円以下	※ { ケース1：0.04% ケース2：0.09%	ケース3：補正しない	
	随意契約	ケース3：補正しない	

- ※・ケース1：通常は金銭的保証
- ・ケース2：社会的に完成の時期に制約を受け、かつ、再発注では工期的に余裕がない特殊な工事においては役務的保証（例：オリンピック、サミット等）
  - ・公社、公団等と随意契約を行う場合においてもケース3とする

表-1.10 標準一般管理費等率

対 象 額	標 準 一 般 管 理 費 等 率
500万円以下	26.17%
500万円を超え 30億円以下	$G1 = -1.4357 \text{Log}(C1) + 35.789$ ただし、G1：標準一般管理費等率(%) C1：対象額(単位：円)
30億円を超えるもの	22.18%

(注) G1の値は、小数点以下第3位を四捨五入して第2位止めとする。

表-1.11 前払金支出割合補正係数

前払金支出割合区分	0%から 5%以下	5%を超え 15%以下	15%を超え 25%以下	25%を超え 35%以下	35%を超え 40%以下
補正係数	1.05	1.04	1.03	1.01	1.00

表-1.12 機器単体費補正係数

$R = 1 - \frac{K}{1.25}$
ただし、R：機器単体費補正係数(小数) K：工事原価に占める機器単体費の比率(小数)

(注) R及びKは小数点以下第3位を四捨五入して第2位止めとする。

### 1.3. 契約保証に係る一般管理費等率の補正

#### (1) 契約の保証に必要な費用の取扱い

前払金支出割合の相違による補正及び機器単体費補正までを行った値に、契約保証に係る補正値を加算したものを一般管理費等率とする。

なお、補正は表-1.13による。

表-1.13 契約保証に係る一般管理費等率の補正

保 証 の 方 法	補正値(%)
ケース-1：発注者が金銭的保証を必要とする場合。	0.04
ケース-2：発注者が役務的保証を必要とする場合。	0.09
ケース-3：ケース1及び2以外の場合	補正しない

(注) ケース-3の具体例は以下のとおり。

- ① 随意契約(請負工事費(予定価格)が400万円以下)の建設工事
- ② 共同企業体のみにより競争入札または随意契約を行う工事
- ③ 共同企業体と単体が混合する競争入札を行う工事
- ④ 公社・公団等と随意契約を行う工事

### 2-3 契約保証による一般管理費等率の算定

前払金支出割合による補正を行った値に、表-⑥ 契約保証に係る一般管理費等率の補正の保証方法による補正値を加算したものを一般管理費等とする。

表-⑥ 契約保証に係る一般管理費等率の補正

保証の方法	補正値 (%)
ケース1：発注者が金銭的保証を必要とする場合	0.04
ケース2：発注者が役務的保証を必要とする場合	0.09
ケース3：ケース1及び2以外の場合	補正しない

(注) ケース3の具体例は以下のとおり。

- ① 随意契約（請負工事費（予定価格）が400万円以下）の建設工事
- ② 共同企業体のみにより競争入札または随意契約を行う工事
- ③ 共同企業体と単体が混合する競争入札を行う工事
- ④ 公社、公団等と随意契約を行う工事

契約保証に係る一般管理費率の補正

	単体のみ	単体・JV混合	JVのみ
※	ケース1：0.04% ケース2：0.09%	ケース3：補正しない	
400万円以下	随意契約	ケース3：補正しない	

※・ケース1：通常は金銭的保証

・ケース2：社会的に完成の時期に制約を受け、かつ再発注では工期的に余裕がない特殊な工事においては役務的保証（例：オリンピック、サミット等）

・公社、公団等と随意契約を行う場合においてもケース3とする

### 6 積算基準の適用

「第1部 土木工事積算要領（一般土木編・電気編・機械編） 第1編 一般土木編 2. 積算基準の適用について」を適用する。

### 7 工事用資材設計単価策定要領

「第1部 土木工事積算要領（一般土木編・電気編・機械編） 第1編 一般土木編 3. 工事用資材設計単価策定要領」を適用する。